

令和6年3月25日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する
意見募集の結果について
(うち令和6年3月25日(月)公布の告示案部分)

国土交通省では、令和6年1月19日(金)から2月17日(土)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集を行いました。このうち令和6年3月25日(月)公布の告示案部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※上記の告示案以外の告示案に関する意見募集の結果につきましては、今後、当該告示の公布に併せて公表する予定です。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※2の個人・団体から合計3件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関するご意見

【法第2条第9号の2イ（2）に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準を定める件の新設（法第26条第2項第1号関係）】

※公布にあたり、告示名を「建築基準法第2条第9号の2イ（2）に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準を定める件」に変更しました。

【主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準を定める件の新設（同項第2号関係）】

※公布にあたり、告示名を「主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準を定める件」に変更しました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
防火壁等で区画された特定部分と他の部分相互に延焼のおそれのある部分が生じると解してよろしいか。	貴見のとおりです。 ただし、当該防火壁等が令第109条の8に規定する火熱遮断壁等である場合は、火熱遮断壁等で区画することにより、相互に延焼を遮断する性能が十分に確保されることとなります。
特定部分を構成する防火壁や防火床は主要構造部に該当すると解してよろしいか。	貴見のとおりです。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分には、防火区画等の規定は適用されるのか明確にすべき。	令第 112 条第 23 項により面積区画が適用されます。